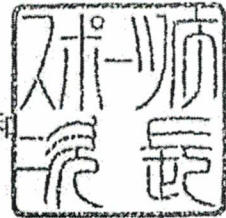


28ス庁第422号
平成28年11月28日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各国立大学法人学長
各公立大学長 殿
各公立短期大学長
各国立大学法人附属高等学校長
各公立高等専門学校長
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁 次長
高橋 道 和



(印影印刷)

冬山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、冬山登山においては依然として多くの遭難事故が発生しています。

冬山登山は、自然現象の影響を受けやすく、しばしば悲惨な事故を招いており、事故防止について万全の措置が必要です。

また、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

つきましては、別紙「冬山登山の警告」を関係機関・団体及び関係者に周知の上密接な協力の下に、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

また、高校生及び高等専門学校生（1年生から3年生まで）以下については、原則として冬山登山は行わないよう御指導願います。

なお、各都道府県知事におかれては、城内の市区町村及び所轄の私立高等学校に、各都道府県教育委員会教育長におかれては、城内の市区町村教育委員会、所轄の公立高等学校及び都道府県山岳団体に対して周知されるよう御配慮願います。

さらに、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、登山活動に関連する部局・課に周知されるとともに、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御配慮願います。

担当 健康スポーツ課
電話 03-5253-4111（内線 3939）